

羽曳野市G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和2年 4月

羽曳野市教育委員会

## 1 趣旨

この実施要領は、羽曳野市（以下「本市」という。）が発注する「羽曳野市 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業」（以下「本事業」という。）の事業者を、広く企画提案を募集し、最も適切な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 事業目的

国が進める「GIGA スクール構想」に基づき、本市においても児童生徒が 1 人 1 台の端末を持ち活用できる、高速大容量の通信ネットワークの環境整備（小中学校等の校内無線 LAN の整備）を行う。

これにより、教育における ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用と、多様な子供たちに公正に個別最適化された学びや創造性を育むこと、また、教職員の働き方改革にもつなげることで、教育環境を持続的に実現することを目的とする。

## 3 事業概要

### (1) 事業名

羽曳野市 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業

### (2) 事業内容

#### ア 事業施行場所

羽曳野市誉田 6 丁目 5 番 3 7 号 ほか 1 8

#### イ 対象施設

市内小・中学校 1 9 校（小学校：13 校、中学校：5 校、義務教育学校：1 校）

#### ウ 業務概要

- ①システム構築設計業務
- ②情報通信ネットワーク施工業務
- ③周辺機器、通信設定業務

詳細は、「羽曳野市 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業仕様書」のとおり  
※参加申込書を提出した参加者のうち、希望する参加者へ仕様書等を貸与する。

（7 貸与資料 参照）

### (3) 構築期間

契約締結日 ～ 2021 年 3 月 31 日

※社会的な状況（新型コロナウイルス感染症等）により、期間中に業務が完了しない場合は、別途本市担当者と協議すること。

### (4) 上限額

**293, 700, 000** 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 担当部署

羽曳野市教育委員会事務局 学校教育室教育総務課 （担当）芝池、北川  
〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号 別館 3 階

電話 072-958-1111 (内線) 4120, 4113

072-947-3900 (直通)

FAX 072-956-7196

E-mail kyouikusoumu@city.habikino.lg.jp

## 5 参加資格・条件について

### (1) 参加者等の構成

- ① 参加者は、単独企業又はグループ構成企業（以下「構成企業」という。）どちらでもよいものとする。
- ② 構成企業の構成員数は任意とするが、各構成員が適切に役割を分担すること。
- ③ 参加者は、公告日において、大阪府内に本社、本店、支店、営業所等の事業所を有すること。

### (2) 単独企業及び構成企業の参加資格要件

ア 参加者は、前項に定めるもののほか、令和2年度競争入札参加有資格者名簿に登録されている者で、単独企業の場合は、次に掲げる①、或いは②と③の業種・品目の内、何れか複数での登録をしている者とする。また、構成企業の場合は原則①を入れた構成とし、できる限り登録業種の重複を避けて、本整備が有機的な事業となるような構成企業とすること。

- ① 建設工事資格者・・・「電気工事」（ランクは問わない）或いは、「電気通信工事」
- ② 委託業務資格者・・・「システム開発・運用」「システム等保守」「通信回線」
- ③ 物品資格者・・・「OA機器」

イ 前項アに登録されていない者（以下「未登録者」という。）については、別紙第1号（建設工事）、別紙第2号（物品・委託）「羽曳野市 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業公募型プロポーザルに係る未登録者参加資格審査申請書提出要領」に示す書類が提出できる者で、かつ令和3年1月の登録にて、令和3・4年度競争入札参加資格審査申請予定である者とする。

### ウ 実績等要件

- ① 学校施設を含む官公庁、民間事業者等の施設等において、IT関連システム開発、無線LAN等のネットワーク構築に関連する設計、施工、保守業務の実績を有する者
- ② 品質マネジメントシステム ISO9001 又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 のどちらかの認定を取得しており、更新していること。

### エ 建設業法関連

- ① 建設業法第3条に規定する電気工事及び電気通信工事業の許可を有する者であること。
- ① 参加意思表明書および企画提案書等の提出時点において、建設業法第27条の23に規定する直近決算後の経営事項審査、かつ電気通信工事業の総合評定値（P点）を受けていること。（審査基準日から1年7か月有効）
- ③ 対象工事に建設業法第19条に基づく現場代理人、及び同法第26条に基づく必要な技術者を工事現場に配置し、所定の工期内に安全に施工できること。  
なお、工事の施工において、下請契約の総額が4,000万円以上の場合には、特定建設業許可を有するとともに、監理技術者を配置すること。
- ④ 本工事に配置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者については、参加意思表

明書および企画提案書等の提出時点において3か月以上直接雇用しており、かつ現場代理人については本工事の現場に選任で配置させることができ、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事していない者とする。なお、本工事に配置する現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼任は可とする。

- ⑤ 社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入していること。ただし、各保険の加入について、法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑥ 建設業退職金共済未加入者であって、本工事の施工にあたり同共済の対象労働者の従事が見込まれる場合には、速やかに同共済に加入のうえ、証紙を必要分購入・貼付すること。ただし、自社で定めている退職金に関する規則、加入している退職金制度等がある場合は、この限りではない。

### (3) 参加者の構成等

- ① 同一の企業が複数の業務を実施することができる。
- ② 参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結した後、選定されなかった参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ③ 参加者の構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に再委託、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。
- ④ あらかじめ構成企業の代表企業を定め、その代表企業が、募集への応募手続や落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に応募する構成企業の全ての調整等の責任を負う参加手続を行うこととし、参加表明に関する提出書類の提出時に、構成企業を構成する構成員の企業名及び携わる業務について明らかにすること。なお、代表企業は構成員の内、出資比率が最大か又は同等以上の企業を代表構成員とする。
- ⑤ 本事業の実施にあたっては、必要な資機材、飲食物、消耗品等を市内業者から調達する等市内業者の育成や地域経済の振興に配慮すること。

### (4) 事業管理者の選任

本業務の設計、施工の全体を総合的に把握、管理し、各業務間の連絡・調整等を適切に行う「統括管理責任者」を業務期間にわたり1名配置すること。

統括管理責任者は、公告日の時点で単独企業（構成企業においては代表企業となる者）との雇用関係が成立している者とし、変更は原則として認めない。

### (5) グループ構成企業の出資比率

- ① 代表者の出資比率は、構成員の内、最大か又は同等とすること。
- ② 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次に掲げる構成員数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合以上とする。
  - ア 2業者 30パーセント
  - イ 3業者 20パーセント

### (6) 参加制限について

- ① 羽曳野市から入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各項のいずれにも該当しな

い者であること。

- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項もしくは第19条の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ④ 羽曳野市暴力団排除条例（平成24年羽曳野市条例第17号）第2条の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 過去5年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いがないこと。
- ⑥ 本業務に参加届後、委託業者決定までの間においても参加資格要件を満たすこと。
- ⑦ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑧ その他関連法規を遵守すること。

## 6 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	項目	期 日
1	公告日（参加申込み、質問、提案書受付開始）	2020年4月24日
2	現地視察（希望者のみ）	2020年4月28日、30日
3	質問受付期限	2020年5月7日
4	質問回答日	2020年5月12日
5	参加申込期限	2020年5月15日
6	提案書提出期限	2020年5月27日
7	プレゼンテーション	2020年6月3日
8	提案書審査 及び優先交渉権者の公表	2020年6月上旬
9	事業者仮契約	上記の翌日
10	本契約締結	羽曳野市議会における議決後 (※2020年6月下旬予定)

## 7 貸与資料

参加申込書を提出した参加者のうち、希望する参加者へ次の資料を貸与する。

### (1) 資料内容

- ① 仕様書等
- ② ネットワーク構成図、平面図
- ③ 各学校における機器等の現地写真
- ④ その他資料

### (2) 貸与方法

参加申込書の提出時に、参加資料貸与申出書【様式第3号】を提出すること。

また、貸与した資料については、優先交渉権者の公表後、不要となった際には参加者の責任

において破棄すること。

## 8 現地視察

### (1) 視察日時

2020年4月28日及び4月30日 各日午前10時から午後5時までとする。

### (2) 申込方法

参加申込書を提出した参加者のうち、視察を希望する参加者は、視察日前日の午後5時まで（4月30日の視察は4月28日まで）に現地視察申込書【様式第4号】を提出すること。

（メール可）

## 9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、以下のとおり質問書を提出すること。

ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

### (1) 質問受付日

ホームページ掲載日から2020年5月7日まで。

ただし、平日の午前9時から午後5時までとする。

### (2) 提出方法

質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。

### (3) 提出先

羽曳野市教育委員会学校教育室教育総務課（前記3 担当部署参照）

### (4) 提出書類

質問書【様式第1号】

### (5) 回答方法

質問に対する回答は、2020年5月12日を目途に資料請求を行った全事業者にメールで回答を行う。なお、回答には質問者名は記載しません。

## 10 参加申込書・提案書の提出要領

本業務の参加希望者は、以下のとおり参加申込書と本プロポーザルに関する提案書を提出すること。なお、提出期限までに提出書類が全て揃わない場合は、失格とする。

### (1) 提出期限

1. 参加申込書 2020年5月15日まで

2. 提案書 2020年5月27日まで

ただし、平日の午前9時から午後5時までとする。

### (2) 提出方法

直接持参もしくは郵送等による提出とする。

※郵送の場合は、上記各提出期限の消印有効とする。

### (3) 提出先

羽曳野市教育委員会 学校教育室教育総務課（前記3 担当部署参照）

(4) 提出部数

- ①正本 1部 (代表者印押印のもの)
- ②副本 7部 (正本の写し。提案者の名称及びそれを推測できるものは削除すること。  
印刷物等の場合で、これを消せないときは、マスキングするなどして対応すること。)
- ③電子媒体 (CD-R 等) 1部

(5) 提出書類

ア～オの順序で製本し、インデックスを付け、簡易な A4 ファイルで提出すること。

	名称	様式及び添付書類等
ア	参加申込書	【様式第2号】
イ	企画提案書	【任意様式】 ・A4用紙とし、表紙を除いて50頁以内で両面印刷、左綴じとし、分かりやすくコンパクトなものにすること。 ・A3用紙の資料を添付する場合は、A4用紙2頁分としてカウントする。 ・以下の内容について作成すること。 切替・試験について 全体構成について 機器の詳細について 運用・管理について 保守・支援について 障害・災害対応について その他 (仕様書以外の機能等)  上記以外についても、可能な限り詳細に記入すること。
ウ	業務実施、運用保守体制表	【任意様式】 ・契約締結後における業務の実施体制、保守、運用支援等に関して記入すること。
エ	業務工程表	【任意様式】 ・構築は、2021年3月31日までに完了すること。 ・小中学校の構築については、長期休暇や土日等を考慮して作成すること。
オ	見積書	【任意様式】 ・導入経費 (工事費・物品費・設定委託費・保守費・その他)

11 プレゼンテーションの実施

(1) 審査日時・会場

令和2年6月3日 (水) 羽曳野市役所会議室

令和2年5月15日までに詳細は別途通知するが、その時点での社会情勢を鑑み実施の可否や実施方法について判断する。また、実施の際は、テレビ会議方式も可とする。

- (2) 所要時間
- ①準備5分
  - ②企画提案プレゼンテーション30分程度
  - ③企画提案ヒアリング20分程度
- (3) 使用機器  
プレゼンテーションに必要な機器は持参のこと。
- (4) 参加人数  
各事業者5人までとする。

## 12 選考審査方法

### (1) 審査

本プロポーザルの審査は、選定委員会の各委員が企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最高点を得た者を委託候補者として決定するものとする。なお、最高得点者が2提案者以上になった場合は、くじ引きで決定する。

### (2) 審査項目

No.	審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点
1	企画提案 内容	工程	2021年3月31日までに現行ネットワークから新ネットワークの稼働を行う工程になっているか。小中学校の授業等について考慮されているか。	40
2		切替・試験	全体の切り替え方式や学校拠点ごとの試験内容についてどうか。	40
3		機能要件	別表「仕様適合率シート」の各項目について機能の有無はどうか。	60
4		全体構成	スイッチ・無線APコントローラー・その他についての機能内容はどうか。	60
5		運用・管理	ネットワーク機器・無線AP・クラウドサービス・端末等の管理について内容はどうか。	60
6		保守 支援体制 災害対応	保守・支援体制・災害対応の内容が、市の意向に沿っているか。	60
7		実現性、 取組姿勢	提案内容は説得力があり、知識・経験に裏付けられた実現可能な提案であるか。また、取組意欲が感じられるか。	20
8		その他の 提案	小中学校校内ネットワーク整備調達仕様書以外に、本市にとって有益な提案や機能を含んでいるか。	60
9	価格	見積額	価格は、見積額を比較して配点を行う。	100



(3) 参加者が1提案者の場合について

審査において、審査委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合はその提案者を委託候補者として決定する。

(4) 選考審査結果の通知

審査結果の通知については、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知する。

### 13 順守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、規則、要綱を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の標準仕様書と照らし適宜参考とすること。

また、関係法令等は公募時点において最新版を適用すること。なお、本業務の実施に関して特に留意すべき関係法令、条例、適用基準等は次のとおりである。

(1) 法令等

建築基準法

消防法

労働安全衛生法

労働基準法

電気事業法

電気通信事業法

電波法

騒音規制法

振動規制法

学校保健安全法

建築士法

建設業法

建築物における衛生環境の確保に関する法律

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

石綿障害予防規則

電気設備に関する技術基準を定める省令

電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省）

日本工業規格（JIS）

その他関連する法令等

(2) 市条例等

羽曳野市建築基準法施行条例

羽曳野市建築基準法施行細則

羽曳野市環境美化条例

## 羽曳野市環境美化条例施行細則

### その他関連する条例、規定等

#### (3) 基準・指針等

平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針 [文科省] 平成 29 年 12 月

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策 [文科省] 令和元年 6 月

教育分野におけるクラウドを中心とした ICT 環境構築のための調達ガイドブック

[文科省] 令和元年 8 月

GIGA スクール構想の実現パッケージ [文科省] 令和元年 12 月

GIGA スクール構想の実現 標準仕様書 [文科省] 令和元年 12 月

学校環境衛生基準 [文部科学省]

公共建築工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編） [国交省]

建築工事標準詳細図 [国土交通省]

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編，機械設備工事編） [国交省]

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編） [国交省]

建築設備設計基準 [国交省]

建築工事監理指針 [国交省]

電気設備工事監理指針 [国交省]

機械設備工事監理指針 [国交省]

建築保全業務共通仕様書 [国交省]

内線規程 [社団法人 日本電気協会]

非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 [環境省]

建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル [環境省]

日本工業規格（JIS）

※ その他本事業の実施に当たり必要となる関係法令 等

※ 「国交省」は国土交通省、「文科省」は文部科学省の略

#### 14 その他

(1) 提出された提案書は返却しない。

(2) 今回の提案書の作成及び提出等に関する全ての費用は、参加者負担とする。

(3) 審査は非公開とする。

(4) 審査に対する異議申し立てはできないものとする。

(5) 契約に至らなかった提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。なお、提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類を無効とする。

(6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護され第三者の権利の対象となっている使用材料、整備方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

(7) 市が提供する資料は、募集参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(9) 提出書類の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。